

経 済 産 業 省

公 印 省 略
20260819製局第4号
令和8年8月25日

一般社団法人日本ジュエリー協会
会長 殿

経済産業省製造産業局長

タリバーン関係者等と関連すると疑われる取引の届出等について

上記の件について、警察庁刑事局組織犯罪対策部長及び警察庁警備局長から令和8年8月19日付け警察庁丙組組一発第79号及び警察庁丙備企発第66号をもって別添のとおり要請がありましたのでお知らせします。

当該要請の趣旨は、令和8年8月19日付け外務省告示第266号及び「国際連合安全保障理事会決議第千二百六十七号等を踏まえ我が国が実施する財産の凍結等に関する特別措置法第三条第四項の規定に基づき公告事項に変更があった公告国際テロリストを公告する件」（令和8年8月19日付け国家公安委員会告示第38号）により、資産（財産）凍結措置等の対象となる者の一部が改正されたことから、それを周知するものです。

最近の厳しい国際テロ情勢に鑑み、ISILその他のイスラム過激派組織やその関係者が本件タリバーン関係者等に含まれていることにも留意し、引き続きタリバーン関係者等と関連すると疑われる取引について犯罪による収益の移転防止に関する法律（平成19年法律第22号）に基づく各種義務の履行が徹底され、また、タリバーン関係者等との一定の取引について財産凍結法等の規定が遵守されるよう、貴会会員に対し一層の周知徹底をお願いいたします。

【連絡先】

責任者：製造産業局生活製品課長 野田

担当者：尾畑、山下

電話：03-3501-0969

メール：bzl-seikatsuseihinka-nichiyouhin@meti.go.jp

機 密 性 1

警察庁丙組組一発第 79 号
警察庁丙備企発第 66 号
令和 8 年 8 月 19 日

金融庁総合政策局長
金融庁企画市場局長
金融庁監督局長
総務省自治行政局長
総務省情報流通行政局郵政行政部長
財務省大臣官房総括審議官
財務省国際局長
国税庁次長 殿
厚生労働省雇用環境・均等局長
農林水産省大臣官房総括審議官
（新事業・食品産業）
農林水産省経営局長
経済産業省製造産業局長
経済産業省商務・サービス審議官
中小企業庁長官
国土交通省不動産・建設経済局長

警察庁刑事局組織犯罪対策部長
警察庁警備局長

タリバーン関係者等と関連すると疑われる取引の届出等について（要請その 216）

この度、別添のとおり「国際連合安全保障理事会決議に基づく資産凍結等の措置の対象となるタリバーン関係者等を指定する件の一部を改正する件」（令和 8 年 8 月 19 日付け外務省告示第 266 号）及び「国際連合安全保障理事会決議第千二百六十七号等を踏まえ我が国が実施する財産の凍結等に関する特別措置法第三条第四項の規定に基づき公告事項に変更があった公告国際テロリストを公告する件」（令和 8 年 8 月 19 日付け国家公安委員会告示第 38 号）により資産（財産）凍結措置等の対象となる者の一部が改正された。

タリバーン関係者等と関連すると疑われる取引については、これまでも、犯罪による収益の移転防止に関する法律（平成 19 年法律第 22 号。以下「犯罪収益移転防止法」という。）に基づき、顧客等の取引時確認等や疑わしい取引の届出の履行の徹底が図られ、また、タリバーン関係者等との一定の取引は外国為替及び外国貿易法（昭和 24 年法律第

228号)及び国際連合安全保障理事会決議第千二百六十七号等を踏まえ我が国が実施する財産の凍結等に関する特別措置法(平成26年法律第124号。以下「財産凍結法」という。)により規制されているところである。最近の厳しい国際テロ情勢に鑑み、所管の特定事業者に対し、この度の改正によって更新された制裁対象者リストについて該当する顧客の有無を直ちに確認し、その結果、該当する顧客を把握した際には、同顧客の資産に移動が生じないよう必要な措置を執り、当庁警備局警備企画課(電話:03-3581-0141)へ報告することについて周知していただくとともに、I S I Lその他のイスラム過激派組織やその関係者が本件タリバーン関係者等に含まれていることにも留意し、引き続きタリバーン関係者等と関連すると疑われる取引について犯罪収益移転防止法に基づく各種義務の履行が徹底され、また、タリバーン関係者等との一定の取引について財産凍結法等の規定が遵守されるよう、よろしくお取り計らい願いたい。

物件名・タリバーン関係安全保障理事会決議に基づく資産凍結等の措置の対象となるタリバーン関係安全保障理事会等を指定する件の一部を改正する件

○外務省告示第二百六十六号

五十二号を、含む、第九百八十八号、第九百八十九号及び令和八年外務省告示第二百六十七号に基づき、設立された各理事会委員会が令和八年八月十三日に行つた決定等に基づき、同理事会決議第千二百六十七号4（b）、第千三百三十三号8（c）、第千三百九十号1（a）、第千二百五十三号2（a）及び第千二百五十五号1（a）に定められた措置の対象となる個人及び団体の一部を次のように改正する。

令和八年八月十九日

外務大臣臨時代理
国務大臣 木原 稔

別表の160・、278・、547・及び670・を次のように改める。

(別表)

160. モハンメド・サラハッディーン・アブド・エル・ハリーム・ジダン

Mohammed Salahaldin Abd El Halim Zidane

(original script: محمد صلاح الدين عبدالحليم زيدان)

国連参照番号: QDi.001

生年月日: 1963/4/11; 1960 /4 /11

出生地: Monufia Governate, Egypt

別名: サイフ・アル・アドル(生年月日: 1963/4/11、出生地: エジプトの Monufia Governorate、国籍: エジプト); ムハマド・イブラヒム・マッカウィ(生年月日: 1960/4/11; 1963/4/11、出生地: エジプト、国籍: エジプト)

Sayf-Al Adl (DOB: 11 Apr. 1963. POB: Monufia Governorate, Egypt, Nationality: Egypt.); Muhamad Ibrahim Makkawi (DOB: 11 Apr. 1960; 11 Apr. 1963. POB: Egypt. Nationality: Egypt.) (original script: العدل سيف)

確定に十分でない別名: イブラヒム・アル・マダニ; サイフ・アル・アーディル; セイフ・アル・アーデル; サーレム・アル・シャリーフ; ハーゼム・アル・マダニー; アーベル・サビール; ムハンナド・サレーム; アブー・ハーレド・アル・サナアーニー

Ibrahim al-Madani; Saif Al- 'Adil; Seif al Adel; Salem al-Sharif; Hazem al-Madani; Aber Sabil; Muhannad Salem; Abu Khaled al-San' ani

(original script: سالم الشريف)

国籍: エジプト

Egypt

リスト掲載日: 2001 年 1 月 25 日(2010 年 12 月 16 日、2013 年 7 月 24 日、2017 年 2 月 15 日、2019 年 3 月 29 日、5 月 1 日、2022 年 11 月 8 日及び 2026 年 8 月 13 日に改訂)

その他の情報: ウサマ・ビン・ラーデン(故人)の警護責任者。髪及び目の色は黒。写 真はインターポール(国際刑事警察機構)・国連安全保障理事会特別手配書に含ま れているものを利用可能。国連安全保障理事会決議第 1822 号(2008 年)に基づく 見直しは 2010 年 6 月 15 日に終了した。国連安全保障理事会決議第 2253 号(2015 年)に基づく見直しは 2019 年 2 月 21 日に終了した。国連安全保障理事会決議第 2610 号(2021 年)に基づく見直しは 2022 年 11 月 8 日に終了した。同人に対するインターポール(国際刑事警察機構)・国連安全保障理事会特別手配書のウェブ・リンク: <https://www.interpol.int/en/How-we-work/Notices/View-UN-Notices-Individuals>

278. ウンマ・タミーレ・ノウ

UMMAH TAMEER E-NAU (UTN)

国連参照番号: QDe.068

所在地: Street 13, Wazir Akbar Khan, Kabul, Afghanistan; Pakistan

リスト掲載日: 2001 年 12 月 24 日(2011 年 12 月 13 日、2021 年 11 月 15 日及び 2026 年 8 月 13

日に改訂)

その他の情報: 指導者にはマフムード・スルタン・バシール・ウッディン(279. に指定した個人)がいる。パキスタンにおいて活動が禁止された。国連安全保障理事会決議第 1822 号(2008 年)に基づく見直しは 2010 年 6 月 21 日に終了した。国連安全保障理事会決議第 2368 号(2017 年)に基づく見直しは 2021 年 11 月 15 日に終了した。同団体に対するインターポール(国際刑事警察機構)・国連安全保障理事会特別手配書のウェブ・リンク: <https://www.interpol.int/en/How-we-work/Notices/View-UN-Notices-Entities>

547. アデム・ユルマズ

ADEM YILMAZ

国連参照番号: QDi.261

生年月日: 1978/11/4

出生地: Bayburt, Turkey

確定に十分でない別名: タルハ

Talha

国籍: トルコ

Türkiye 旅券番号: トルコ旅券 TR-P 614 166 (2006 年 3 月 22 日フランクフルトにあるトルコ総領事館が発行、2009 年 9 月 15 日失効)

住所等: Südliche Ringstrasse 133, 63225 Langen, Germany (以前の住所); Atalar Neighborhood Aslı Street 24/5, 34860 Kartal, İstanbul Türkiye; Atalar Mahallesi, Atalar mahallesi aslı sokak no 24/5, 34862 Kartal İstanbul, Türkiye

リスト掲載日: 2008 年 10 月 27 日(2011 年 12 月 13 日、2019 年 12 月 6 日、2023 年 10 月 30 日、12 月 14 日及び 2026 年 8 月 13 日に改訂)

その他の情報: イスラミック・ジハード・ユニオン(IJU)、別称イスラミック・ジハード・グループ(4463. に指定した団体)と関係がある。2019 年 2 月にドイツからトルコに追放された。2023 年 11 月時点で司法手続がなされている。写真はインターポール(国際刑事警察機構)・国連安全保障理事会特別手配書に含まれているものを利用可能。2010 年 6 月時点でドイツにおいて拘留されている。国連安全保障理事会決議第 2368 号(2017 年)に基づく見直しは 2019 年 12 月 4 日に終了した。国連安全保障理事会決議第 2610 号(2021 年)に基づく見直しは 2023 年 10 月 30 日に終了した。同人に対するインターポール(国際刑事警察機構)・国連安全保障理事会特別手配書のウェブ・リンク: <https://www.interpol.int/en/How-we-work/Notices/View-UN-Notices-Individuals>

670. シャフィー・スルタン・モハンメド・スルタン・アル・アジュミー

SHAFI SULTAN MOHAMMED SULTAN AL-AJMI

(original script: شافي سلطان محمد سلطان العجمي)

国連参照番号: QDi.338

称号:ドクター

Doctor

生年月日:1973/1/1

出生地:Warah, Kuwait

別名:シャフィー・アル・アジュミー; シェイク・シャフィ・アル・アジュミー; シャフィー S. M. S. アル
ジュミー

Shafi al-Ajmi; Sheikh Shafi al-Ajmi; Shafi S. M. S. Alajmi

確定に十分でない別名:シャイク・アブ・スルタン Shaykh Abu-Sultan

国籍:クウェート

Kuwait

旅券番号:クウェート旅券番号 03111298; クウェート旅券番号 003111298(2010年9月16日発行、2020年9月15日失効、Shafi S M S Alajmi

(氏名のアラビア語表記: شافي سلطان محمد سلطان العجمي 名義のもの。); 0216155930

身分登録番号:クウェート国民識別番号 273010101204

住所等:Area 3, Street 327, Building 41, Al-Uqaylah, Kuwait

リスト掲載日:2014年9月23日(2020年11月24日、2025年8月22日及び2026年8月13日に改訂)

その他の情報:レバントの人々のためのアル・ヌスラ戦線(644. に指定した団体)の資金調達者。
2023年11月、特別首長令恩赦第225/2023号に基づき、クウェートの刑務所から釈放された。
写真はインターポール(国際刑事警察機構)・国連安全保障理事会特別手配書に含まれているものを利用可能。国連安全保障理事会決議第2368号(2017年)に基づく見直しは2020年11月24日に終了した。同人に対するインターポール(国際刑事警察機構)・国連安全保障理事会特別手配書のウェブ・リンク: <https://www.interpol.int/en/How-we-work/Notices/View-UN-Notices-Individuals>

国家公安委員会告示（３条関係・変更）件名

国際連合安全保障理事会決議第千二百六十七号等を踏まえ我が国が実施する財産の凍結等に関する特別措置法第三条第四項の規定に基づき公告事項に変更があった公告国際テロリストを公告する件

○国家公安委員会告示第三十八号

次の公告国際テロリストについて、公告された事項に変更があったので、国際連合安全保障理事会決議第千二百六十七号等を踏まえ我が国が実施する財産の凍結等に関する特別措置法（平成二十六年法律第百二十四号）第三条第四項の規定に基づき、次のとおり告示する。

令和八年八月十九日

国家公安委員会委員長 赤間 二郎

- 1 名簿記載者公告番号QI-2（モハンメド・サラーハッディーン・アブド・エル・ハリーム・ジダン (Mohammed Salahaldin Abd El Halim Zidane (original script: محمد صلاح الدين عبدالحليم زيدان))

(1) 変更前

別名 (a) サイフ・アル・アドル（生年月日：1963年4月11日。出生地：エジプトのMonufia Governorate。国籍：エジプト。【アラビア語表記】）（Sayf-Al Adl (DOB: 11 Apr. 1963. POB: Monufia Governorate, Egypt, Nationality: Egypt. In Arabic: سيف العدل)）(b) ムハマド・イブ

ラヒム・マッカウイ (Muhamad Ibrahim Makkawi) (生年月日: a) 1960年4月11日 b)1963年4月11日。出生地:エジプト。国籍:エジプト) (c)イブラヒム・アル・マダニ (Ibrahim al-Madani) (d)サイフ・アル・アーディル (Saif Al- 'Adil) (e)セイフ・アル・アーデル (Seif al Adel)

名簿に記載された年月日 2001年1月25日 (2010年12月16日、2013年7月24日、2017年2月15日、2019年3月29日、5月1日及び2023年3月15日に改訂)

(2) 変更後

別名 (a)サイフ・アル・アドル (生年月日: 1963年4月11日。出生地: エジプトのMonufia Governorate。国籍: エジプト。【アラビア語表記】) (Sayf-Al Adl (DOB: 11 Apr. 1963. POB: Monufia Governorate, Egypt, Nationality: Egypt. In Arabic: سيف العدل)) (b)ムハマド・イブラヒム・マッカウイ (生年月日: a) 1960年4月11日 b)1963年4月11日。出生地:エジプト。国籍:エジプト) (Muhamad Ibrahim Makkawi (DOB: 11 Apr. 1960 ; 11 Apr. 1963. POB: Egypt. Nationality: Egypt.)) (c)イブラヒム・アル・マダニ (Ibrahim al-Madani) (d)サイフ・アル・アーディル (Saif Al- 'Adil) (e)セイフ・アル・アーデル (Seif al Adel) (f)サーレム・アル・シャリーフ (【アラビア語表記】) (Salem al-Sharif(سالم الشريف)) (g)ハーゼム・アル・マダニー (Hazem al-Madani) (h)アーベル・サビール (Aber Sabil) (i)ムハンナド・サレーム (M

uhannad Salem) (j)アブー・ハーレド・アル・サナアーニー (Abu Khaled al-San' ani)

名簿に記載された年月日 2001年1月25日 (2010年12月16日、2013年7月24日、2017年2月15日、2019年3月29日、5月1日、2022年11月8日及び2026年8月13日に改訂)

2 名簿記載者公告番号QI-144 (アデム・ユルマズ (ADEM YILMAZ))

(1) 変更前

住所 (a)Südliche Ringstrasse 133, 63225 Langen, Germany (以前の住所) (b)トルコ

名簿に記載された年月日 2008年10月27日 (2011年12月13日、2019年12月6日、2023年12月14日及び2024年2月7日に改訂)

その他参考となるべき事項 イスラミック・ジハード・ユニオン (IJU) 、別称イスラミック・ジハード・グループ (QE-50) と関係がある。2019年2月にドイツからトルコに追放された。2023年11月時点で司法手続がなされている。2010年6月時点でドイツにおいて拘留されている。国連安全保障理事会決議第2368号 (2017年) に基づく見直しは2019年12月4日に終了した。国連安全保障理事会決議第2610号 (2021年) に基づく見直しは2023年10月30日に終了した。同人に対するインターポール (国際刑事警察機構) ・国連安全保障理事会特別手配書のウェブ・リンク：
<https://www.interpol.int/en/How-we-work/Notices/View-UN-Notices-Individuals>

(2) 変更後

住所 (a)Südliche Ringstrasse 133, 63225 Langen, Germany (以前の住所) (b)Atalar Neighborhood Asli Street 24/5. 34860 Kartal. Istanbul Türkiye (c)Atalar Mahallesi, Atalar mahallesi aslı sokak no 24/5, 34862 Kartal İstanbul, Türkiye

名簿に記載された年月日 2008年10月27日 (2011年12月13日、2019年12月6日、2023年10月30日、12月14日及び2026年8月13日に改訂)

その他参考となるべき事項 イスラミック・ジハード・ユニオン (IJU)、別称イスラミック・ジハード・グループ (QE-50) と関係がある。2019年2月にドイツからトルコに追放された。2023年11月時点で司法手続がなされている。写真はインターポール (国際刑事警察機構)・国連安全保障理事会特別手配書に含まれているものを利用可能。2010年6月時点でドイツにおいて拘留されている。国連安全保障理事会決議第2368号 (2017年) に基づく見直しは2019年12月4日に終了した。国連安全保障理事会決議第2610号 (2021年) に基づく見直しは2023年10月30日に終了した。同人に対するインターポール (国際刑事警察機構)・国連安全保障理事会特別手配書のウェブ・リンク : <https://www.interpol.int/en/How-we-work/Notices/View-UN-Notices-Individuals>

3 名簿記載者公告番号QI-211 (シャフィー・スルタン・モハンメド・アル・アジュミー (SHAFI SULTAN MOHAMMED AL-AJMI))

(1) 変更前

氏名 シャフィー・スルタン・モハンメド・アル・アジュミー (SHAFI SULTAN MOHAMMED AL-AJMI)

別名 (a)シャフィー・アル・アジュミー (Shafi al-Ajmi) (b)シェイク・シャフィ・アル・アジュミー (Sheikh Shafi al-Ajmi) (c)シャイク・アブ・スルタン (Shaykh Abu-Sultan)

旅券番号 0216155930

名簿に記載された年月日 2014年9月23日 (2020年11月24日及び2025年8月22日に改訂)

その他参考となるべき事項 レバントの人々のためのアル・ヌスラ戦線 (QE-61) の資金調達者。2023年11月、特別首長令恩赦第225/2023号に基づき、クウェートの刑務所から釈放された。国連安全保障理事会決議第2368号 (2017年) に基づく見直しは2020年11月24日に終了した。同人に対するインターポール (国際刑事警察機構) ・国連安全保障理事会特別手配書のウェブ・リンク : <https://www.interpol.int/en/How-we-work/Notices/View-UN-Notices-Individuals>

(2) 変更後

氏名 シャフィー・スルタン・モハンメド・スルタン・アル・アジュミー (SHAFI SULTAN MOHAMMED SULTAN AL-AJMI (original script: شافي سلطان محمد سلطان العجمي))

別名 (a)シャフィー・アル・アジュミー (Shafi al-Ajmi) (b)シェイク・シャフィ・アル

・アジュミー (Sheikh Shafi al-Ajmi) (c)シャフイー S.M.S. アルジュミー (Shafi S.M.S. Alajmi) (d)シャイク・アブ・スルタン (Shaykh Abu-Sultan)

旅券番号 (a)クウェート旅券番号03111298 (b)クウェート旅券番号003111298 (2010年9月16日発行、2020年9月15日失効、Shafi S M S Alajmi (氏名のアラビア語表記 : شافي سلطان محمد العجمي) 名義のもの。) (c) 0216155930

名簿に記載された年月日 2014年9月23日 (2020年11月24日、2025年8月22日及び2026年8月13日に改訂)

その他参考となるべき事項 レバントの人々のためのアル・ヌスラ戦線 (QE-61) の資金調達者。2023年11月、特別首長令恩赦第225/2023号に基づき、クウェートの刑務所から釈放された。写真はインターポール (国際刑事警察機構) ・国連安全保障理事会特別手配書に含まれているものを利用可能。ID番号 : クウェート国民識別番号273010101204。国連安全保障理事会決議第2368号 (2017年) に基づく見直しは2020年11月24日に終了した。同人に対するインターポール (国際刑事警察機構) ・国連安全保障理事会特別手配書のウェブ・リンク : <https://www.interpol.int/en/How-we-work/Notices/View-UN-Notices-Individuals>

4 名簿記載者公告番号QE-18 (ウンマ・タミーレ・ノウ (UMMAH TAMEER E-NAU (UTN)))

(1) 変更前

名簿に記載された年月日 2001年12月24日（2011年12月13日及び2021年12月29日に改訂）

その他参考となるべき事項 指導者にはマフムード・スルタン・バシール・ウッディン（QI-20）、マジード・アブドゥル（QI-21）及びムハンマド・トフェール（QI-22）がいる。パキスタンにおいて活動が禁止された。国連安全保障理事会決議1822号（2008年）に基づく見直しは2010年6月21日に終了した。国連安全保障理事会決議第2368号（2017年）に基づく見直しは2021年11月15日に終了した。同団体に対するインターポール（国際刑事警察機構）・国連安全保障理事会特別手配書のウェブ・リンク：<https://www.interpol.int/en/How-we-work/Notices/View-UN-Notices-Entities>

(2) 変更後

名簿に記載された年月日 2001年12月24日（2011年12月13日、2021年11月15日及び2026年8月13日に改訂）

その他参考となるべき事項 指導者にはマフムード・スルタン・バシール・ウッディン（QI-20）がいる。パキスタンにおいて活動が禁止された。国連安全保障理事会決議1822号（2008年）に基づく見直しは2010年6月21日に終了した。国連安全保障理事会決議第2368号（2017年）に基づく見直しは2021年11月15日に終了した。同団体に対するインターポール（国際刑事警察機構）・国連安全保障理事会特別手配書のウェブ・リンク：<https://www.interpol.int/en/How-we-wor>

k/Notices/View-UN-Notices-Entities